

桐生市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桐生市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）

第12条の規定に基づき、桐生市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、桐生市からの負担金、国等からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会に諮り、承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 前会計年度中に完了した事業に係る収入の調定及び支出負担行為について、出納上の整理を行うため、4月1日から5月31日までの期間を出納整理期間とする。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正をする必要が生じたときは、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

(予算区分)

第4条 収入支出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会長は、会計年度の途中において、特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、協議会の運営及び事業の遂行上やむを得ないと判断したときは、支出予算の流用又は予備費の充用をすることができる。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、事務局職員の中から出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を処理する。

(予算の執行)

第8条 協議会の予算に関する収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、経理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行う。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則（令和5年4月28日）

この規程は、令和5年4月28日から施行する。

附則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雜入

(2) 支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 補助金	1 補助金	1 補助金
4 償還金	1 償還金	1 償還金
5 予備費	1 予備費	1 予備費